

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部改正について
藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）9月30日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2022年（令和4年）10月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市奨学金給付審査委員会の組織における委員構成を見直すことに伴い、所要の改正をする必要による。

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 将 宏

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を改正する規程

藤沢市奨学金給付審査委員会規程（平成29年藤沢市教育委員会訓令甲第3号）
の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「10人以内」を「11人以内」に改め、同条第4項に次の1号
を加える。

(7) 教育部参事

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規程による改正後の藤沢市奨学金給付審査委員会規程第3条第4項第7号
の規定により新たに委員となった者の第1期の任期は、同条第5項本文の規定に
にかかわらず、令和5年8月31日までとする。

藤沢市奨学金給付審査委員会規程(平成29年教育委員会訓令甲第3号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>○藤沢市奨学金給付審査委員会規程 平成29年3月13日 教委訓令甲第3号</p> <p>(中略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、<u>11人以内</u>とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。</p> <p>(中略)</p> <p>4 委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 子育て企画課長 <u>(7) 教育部参事</u></p> <p>5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p>○藤沢市奨学金給付審査委員会規程 平成29年3月13日 教委訓令甲第3号</p> <p>(中略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、<u>10人以内</u>とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。</p> <p>(中略)</p> <p>4 委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 子育て企画課長 <u>(新規)</u></p> <p>5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p>

(中略)

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規程による改正後の藤沢市奨学金給付審査委員会規程第3条第4項第7号の規定により新たに委員となった者の第1期の任期は、同条第5項本文の規定にかかわらず、令和5年8月31日までとする。

(中略)